

指定通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(静岡県指定 長介 第1-1号)
(介護保険事業者番号 2274100268)

令和8年6月1日 改定

当事業所は利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 生陽会
- (2) 法人所在地 静岡県静岡市駿河区鎌田 70-13
- (3) 電話番号 054-257-8861
- (4) 代表者氏名 代表取締役 山本 加代子
- (5) 設立年月 平成 11 年 8 月 2 日

2. 事業所の概要

事業所の名称	有限会社 生陽会 生陽デイサービス てるてるぼうず
事業所の所在地	静岡市駿河区北丸子 2 丁目 8-3
電話番号	054-257-8628
事業所長・管理者・氏名	管理者：小林恵里子
当事業所の運営方針	利用者の残存機能を最大限引き出せるよう、リハビリを中心とした通所介護を提供する。
開設年月	平成 12 年 4 月 1 日
利用定員	30 人（通常規模型通所介護）
事業所が行なっている他の業務	【介護予防通所介護】 平成 18 年 4 月 1 日指定 静岡県指定 中部健介 1-194-247 号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 事業所から片道おおむね 4.5 km を越えない範囲
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし年末年始を除く
受付時間	月曜日～土曜日 午前 8 時～午後 5 時
サービス提供時間	月曜日～土曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分(延長なし)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人数	職 種	人数
1. 事業所長（管理者）	1 名	4. 介護職員	4 名以上
2. 生活相談員	2 名以上	5. 機能訓練指導員	1 名以上
3. 看護職員	1 名以上		

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（7～9割）が介護保険から給付されます。

（一定以上所得者の場合は7または8割）

☆加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

☆共通的サービス

A 食事の介助（但し、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・食事の準備、介助を行います。
- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12:30～13:30

B 排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

C 送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割（一定以上所得者の場合は2または3割）を追加料金としてご負担いただきます。

① 個別機能訓練加算Ⅰロ 76単位/日

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画書を作成し、日常生活を送る為に必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

② 入浴介助加算Ⅰ 40単位/日

通所介護計画に基づき入浴サービスを提供することで算定できます。入浴介助を行う職員に対して入浴に関する研修等を実施しています。

③ サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位/日

当事業所において、ご契約者のサービス提供を行う介護職員の総数のうち介護福祉士を保有している職員の占める割合が70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上になる場合に加算されるものです。

④ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 合計単位数の12.0%

介護における雇用を安定させ優秀な人材を確保していくために、介護職員の処遇改善を進める事業所に対して算定される加算です。

⑤ 中重度者ケア体制加算 45単位/日

当事業所において、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合に加算されるものです。

⑥ 科学的介護推進体制加算 40単位/月

利用者ごとのADL値、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、上記に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

⑦ 個別機能訓練加算Ⅱ 20 単位/月

利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額

（自己負担額1割（一定以上所得者の場合は2または3割））をお支払い下さい。

（上記サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日の単位数	658	777	900	1023	1148
個別機能訓練加算Ⅰロ	76	76	76	76	76
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	22	22	22	22
中重度者ケア体制加算	45	45	45	45	45
入浴介助加算Ⅰ	40	40	40	40	40
1日の合計単位数（小計）	841	960	1083	1206	1331
個別機能訓練加算Ⅱ（1月あたり）	20	20	20	20	20
科学的介護推進体制加算（1月あたり）	40	40	40	40	40
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	108	122	137	152	167
合計単位数	1,009	1,142	1,280	1,418	1,558
介護保険1割負担の金額	¥1,037	¥1,173	¥1,315	¥1,457	¥1,600
介護保険2割負担の金額	¥2,037	¥2,346	¥2,629	¥2,913	¥3,200
介護保険3割負担の金額	¥3,109	¥3,519	¥3,944	¥4,369	¥4,800

- 料金は、所定の単位に10.27円を乗じて得た金額です。
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰロは利用にかかる合計単位数に12.0%を乗じています。
- ご利用負担額は毎月の単位数の合計を元に算出します。
 - ・利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
 - ・利用者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）②参照）
 - ・介護保険からの給付額に変更があった場合変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆減算対象サービス

送迎減算 47 単位/片道

事業所が送迎を行わない場合に減算いたします。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

項 目	費 用	算定の根拠
①介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスの利用	全額	介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、サービス利用料金の金額がご契約者の負担となります。
②食事の提供にかかる費用	630 円	昼食材料・調理費・おやつ代を含む（1回あたりの代金）
③レクリエーション、クラブ 活動代	実費	レクリエーション及びクラブの活動に際して材料費等の実費を頂く場合があります。
④リハビリパンツ代	150 円	消耗品代（1枚あたりの値段）
⑤ パット代	20 円	消耗品代（1枚あたりの値段）
⑥ その他	実費	利用者の日常生活に要する費用のうち、利用者にご負担いただくことが適当であるものについて費用をいただく場合があります。

- 経済状況の著しい変化等、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 料金のお支払方法（契約書第6条参照）

前期（1）、（2）の料金・費用は1か月ごとに計算しご請求します。毎月15日までに、前月分のご利用いただいたサービス料金を請求いたしますので、末日までにお支払い下さい。支払方法は、原則として口座引落としとなります。ご契約の際ご相談ください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- ・利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金を頂きます。キャンセルの場合は至急事業者ご連絡してください。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

ご利用日の朝8時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の朝8時以降にキャンセルした場合	630円 (食材料費)

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

(5) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（ご契約者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、静岡市の窓口へ提出して差額の払い戻しを受けてください。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

小林恵里子

○受付時間

毎週月曜日～土曜日 8:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

窓 口	所 在 地	電話番号	FAX番号
静岡市役所介護保険課	静岡市葵区追手町5番1号	054-221-1088	054-221-1298
駿河福祉事務所 高齢介護課	静岡市駿河区南八幡町10番40号	054-287-8679	054-287-8708
静岡県国民健康保険団体連合会（介護保険課）	静岡市葵区春日2丁目4番34号	054-253-5590	

7. サービスの内容

当事業者があなたに提供するサービスは以下のとおりです。

ご利用日		曜日
内 容	送迎・機能訓練・入浴（持ち物：バスタオル1枚、フェイスタオル2枚、着替え） 食事・生活相談・その他	

8. 福祉サービス第三者評価の受審状況

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価してサービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としたものです。

実施の有無	実施年月日(直近)	実施機関	評価結果の開示
有 ・ ☒	年 月 日		

9. 個人情報の使用同意

利用者及びその家族の個人情報については次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します。

① 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービス提供するために実施されるサービス担当者的会議、介護支援専門員との連絡調整において必要な場合。

② 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあつたては関係者以外の者に漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

10. 【利用者によるハラスメントの禁止】

利用者及びそのご家族等は、事業所の従業者に対し、暴力、暴言、セクシャルハラスメント、その他著しい迷惑行為を行い、就業環境を害してはならないものとします。上記の禁止行為が認められた場合、サービス提供を中止または契約を解除することがあります。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

生陽デイサービス てるてるぼうず

説明者職名 生活相談員 氏名 小林恵里子

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 氏名 印

住 所

代理人(必要な場合のみ) 氏名 印

住 所

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。